

# 大阪ウィーク「(仮称)国際金融都市 OSAKA フェスティバル」の企画運営業務 企画提案公募要領

大阪府市では、国際金融都市の実現に向けた取組みの一環として、国内外から大阪に注目が集まる大阪・関西万博の機会を捉えて、2025年9月13日(土)に、大阪ヘルスケアパビリオンイベント広場(リボーンステージ)にて(仮称)国際金融都市 OSAKA フェスティバルを開催するにあたり、大阪ウィーク「(仮称)国際金融都市 OSAKA フェスティバル」の企画運営業務を実施します。

本業務は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募(公募型プロポーザル方式)により受託事業者を募集します。

**本事業は「令和7年度大阪府一般会計予算」及び「令和7年度大阪市一般会計予算」が各々議決され、本業務に係る予算が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。この条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。**

## 1 事業概要

### (1) 事業名

大阪ウィーク「(仮称)国際金融都市 OSAKA フェスティバル」の企画運営業務

### (2) 目的・事業概要

大阪府市(以下、「府市」)では、国際金融都市の実現に向けた取組みの一環として、国内外から大阪に注目が集まる大阪・関西万博の機会を捉えて、2025年9月13日(土)に、大阪ヘルスケアパビリオン イベント広場(リボーンステージ)において、体験型イベントを開催する。

イベントでは、府民をはじめとするイベント来場者に対し、フィンテックやその他関連分野に関する社会課題解決に向けた最新のサービスを体験してもらうこと等で、国際金融都市実現に向けた取組みへの理解促進を図るとともに、新技術に対する受容性を高めることをめざす。

### (3) 事業内容

別紙「大阪ウィーク「(仮称)国際金融都市 OSAKA フェスティバル」の企画運営業務 企画提案仕様書」のとおり。

### (4) 委託上限額

34,590千円(消費税及び地方消費税を含む。)

### (5) 契約期間

契約締結日から2025年10月31日(金曜日)まで

## 2 スケジュール

令和7年2月18日(火)	公募開始
令和7年2月21日(金) 正午	説明会申込締切
令和7年2月25日(火)	説明会開催
令和7年2月28日(金)	質問受付締切
令和7年3月7日(金)	質問回答
令和7年3月19日(水)	提案書類提出締切
令和7年3月下旬頃	選定委員会(プレゼンテーション実施日)
令和7年4月上旬頃	契約締結、事業開始
令和7年10月31日(金)	事業終了

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。  
なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が要件を満たすこと。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱又は大阪市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ケ 過去の公共調達における指名停止措置の対象となるような行為について進行中の調査又は捜査を受けている者（下請負先がある場合、これも同様とする。）。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 受付期間最終日（令和 7 年 3 月 19 日）までに令和 7・8・9 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「総合イベント 種目コード 109」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者であつて、この案件に参加を希望する者は、次により登録を申請することができる。

- ア 登録に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先  
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目  
(TEL 06-6944-6644)  
大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ
- イ 資格に関する文書を入手するための手段及び申請の方法  
(ア) 資格に関する文書については、大阪府電子調達システム  
(<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/> 以下「システム」という。)に  
掲載する。申請の方法については、システムにおいて必要な事項を入力し、送信する。  
(イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。
- ウ 申請期限  
令和7年3月11日(火)午後4時(不備のない状態になっていることが必要)  
なお、添付書類は、同日午後4時までには必着とする。
- エ その他  
詳細は、システムの説明による。
- (9) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件  
の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行  
為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第  
101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受け  
ている者でないこと。
- (10) 当該業務に応募を行った共同企業体の構成員は、当該業務に別途応募している他の共同企業体の構成  
員を兼ねていないこと。また、単体企業は当該業務に別途応募している共同企業体の構成員を兼ねていな  
いこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

令和7年2月18日(火曜日)から令和7年3月19日(水曜日)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで)

###### イ 配布場所及び受付場所

大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当  
住 所：大阪府中央区大手前2丁目1番22号 大阪府庁本館5階  
電話番号：06-6944-6643

###### ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、成長戦略局ホームページ  
([https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/r7\\_banpakukoubo.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/r7_banpakukoubo.html))からもダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

###### エ 受付期間

令和7年2月18日(火曜日)から令和7年3月19日(水曜日)  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで)

###### オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

## カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

## (2) 関係資料の開示

仕様書 P.1 に記載の「ガイドライン」の開示を希望する場合は、大阪府に「秘密保持誓約書」を提出してください。

### ア 受付期間

公募開始日から令和 7 年 3 月 19 日（水曜日）まで

### イ 開示方法

- ・開示希望者は、件名に「【秘密保持誓約書】大阪ウィーク「（仮称）国際金融都市 OSAKA フェスティバル」の企画運營業務〈事業者名〉」と明記し、秘密保持誓約書（様式任意）を添付し、電子メール（[globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で送付してください。
- ・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6643）をお願いします。（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで。）
- ・提出された秘密保持誓約書を確認後、資料を順次開示します。

## (3) 応募書類

ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部、副本 9 部）

イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本 9 部、別添仕様書に基づき作成）

※副本には、審査の公正を期すため、自社及び関連企業の名称や企業名が明らかとなる事項は記載しないでください。

ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本 9 部）

※副本には、審査の公正を期すため、自社名を記載しないでください。

エ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本 9 部）

※副本には、審査の公正を期すため、自社名および代表者名を記載しないでください。

※過去 5 年以内の実績を記載してください。

オ 共同企業体で参加の場合、①～④の各書類

① 共同企業体届出書（様式 5：正本 1 部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：正本 1 部）

③ 委任状（様式 7：正本 1 部）

④ 使用印鑑届（様式 8：正本 1 部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：正本 1 部）

【添付書類】 ※共同企業体で参加する場合は全ての構成企業分の提出が必要。

ア 定款又は寄付行為の写し（正本 1 部）（原本証明してください。）

イ 法人の場合は①、個人の場合は②及び③を提出してください。

① 法人登記簿謄本（正本 1 部）

・発行日から 3 カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（正本 1 部）

・発行日から 3 カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（正本 1 部）

・発行日から 3 カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（正本各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①（大阪府内に事業所がある場合）大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

②（大阪府内に事業所がない場合）本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税

目) の納税証明書

③ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

Ⅰ 財務諸表の写し (正本各 1 部) (最近 1 年のも、半期決算の場合は 2 期分)

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し (正本 1 部)

a 常用雇用労働者数が 40 人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主 (常時雇用労働者数が 40 人以上) に義務化されている「障害者雇用状況報告書 (国様式第 6 号)」の写し

・令和 6 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの (インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。)

b 常用雇用労働者総数が 40 人未満の事業所の場合

・「障がい者の雇用状況について」(様式 10)

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします (共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類の提出に際しては、正本 1 部、副本 9 部をそれぞれ 1 部ずつ A4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は正副すべての書類を PDF で保存した電子媒体 (CD-R 等) での提出もお願いします (添付書類を除く)。

ウ **提出する副本に提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報に記載されている場合は、当該箇所を黒塗りし提出してください。**

エ 正本のみ表紙及び背表紙に提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 大阪ウィーク「(仮称) 国際金融都市 OSAKA フェスティバル」の企画運営業務 提案書  
株式会社〇〇 (事業者名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません (本府が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会の開催

本業務の詳細に関する説明会を開催します。提案予定者は原則参加してください。

(1) 開催日時

令和 7 年 2 月 25 日 (火曜日) 午前 11 時から午後 0 時まで

(2) 開催方法

オンライン開催

(オンライン会議システム Webex を使用します。お申込みをいただいた方に、別途、視聴用 URL をご連絡します。)

(3) 申込方法

・電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。

※電子メールアドレス：[globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※件名に、「【説明会申込み】大阪ウィーク（仮称）国際金融都市 OSAKA フェスティバル」の企画運営業務＜事業者名＞」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6643）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

※説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

※応募にあたって説明会への参加は必須ではありません。

#### (4) 説明会への申込期限

令和 7 年 2 月 21 日（金曜日）正午必着

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から 令和 7 年 2 月 28 日（金曜日）午後 5 時まで

### (2) 提出方法

・電子メール（[globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:globalfinancialcity@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

※件名に「【質問提出：大阪ウィーク（仮称）国際金融都市 OSAKA フェスティバル」の企画運営業務＜事業者名＞」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6643）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで）

※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

・質問への回答は、令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）までに成長戦略局ホームページ

（[https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/kikaku/osaka-](https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/r7_banpakukoubo.html)

[kokusaikinyu/r7\\_banpakukoubo.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/kikaku/osaka-kokusaikinyu/r7_banpakukoubo.html)）に掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2) の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及びそれ以外の提案者（評価点が 60 点を超える者に限る。）の優先交渉順位を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします（※大阪府公募型プロポーザル大阪ウィーク方式実施基準 8(5)参照のこと）。ただし、提案金額も同じ場合は、選定委員による多数決で決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います（応募者が多数の場合は、書類審査による一次審査を実施する場合があります）。プレゼンテーション審査の日時については、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査では、既に提出した企画提案書のみを使用して行ってください。（既に提出した企画提案書の差替え及び追加提出は認めません。）なお、プレゼンテーションは基本的に対面・紙資料で実施しますが、オンラインで参加いただくことは可能です。プレゼンテーションは、ご提出いただいた副本データを審査会場のモニターへ投影してご説明いただくことも可能です。その場合、機材・副本データ等は事務局が準備します。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

ア 企画提案点

審査項目	審査内容	配点
企画・提案	①本業務の目的を十分に理解しているか。 ②具体的で現実的な内容が提案されているか。	5点
運営体制及びスケジュール	①実行性の高いスケジュールが示されているか。 ②十分な専門知識・技能、経験を有するスタッフや技術者の確保をはじめとする適正な業務実施体制を構築しているか。また、業務責任者が配置され、業務を確実かつ効果的に実施するための適切な役割分担のもと、必要な人員体制が確保された事業実施体制が提案されているか。 ③本業務を受託するにあたっての提案事業者の強み（国際イベント等において集客数目標を達成する等、イベントを成功させた実績を有する等）があるか。	15点
企画運営業務	①国際金融都市大阪の実現に向けて、一般参加者の関心・参加が得られるような企画が提案されているか。本イベントの開催を知らずに万博を訪れた者を本イベントへ誘導するような工夫がなされているか。 <共通> ・趣旨・目的を踏まえ、かつ、登壇・出展企業等のイメージとも親和性のある、会場・イベント全体にかかる演出 <展示ブース> ・多くのブースを周遊してもらう工夫 <ステージプログラム> ・プログラム、司会、モデレーター、演出方法等の内容 ・金融の歴史や金融のまち大阪について理解を深めることができるプログラム ・ステージの観客を展示ブースに誘導する工夫 ②集客数目標を設定するとともに、目標達成のための手法を盛り込んだ内容になっているか。 ③企画を実現するための会場の設営計画（風雨対策や暑さ対策含む）や設備、警備、運営スタッフの人員体制等は十分であるか。	38点
戦略的な広報業務	メディア・SNS等の広報媒体の活用や、事前の関連イベントの開催など、国内外問わず、多くの幅広い世代に興味をもってもらえるような効果的・効率的な広報・集客手法が提案されているか。	25点
効果検証	①本業務の効果検証を行うための材料を十分に収集し、その分析や検証の手法、またその結果をわかりやすく示すことができる手法が提案されているか。 ②アンケートの回収率を高める方法について提案されているか。	10点
障がい者の雇用	企業全体において、常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。 または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。 なお、共同企業体で応募の場合は、各構成員の平均点（小数点以下四捨五入）とする。	2点
価格点	価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下1桁目で四捨五入した数値を得点とする。	5点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を成長戦略局ホームページにおいて公表します。

なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称 \* 申込順

- ③ 全提案事業者の評価点（うち、価格点、提案金額含む） \* 得点順
  - ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
  - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
  - ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）
- (4) 審査対象からの除外（失格事由）
- 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
  - イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
  - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第 8 条第 1 項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、本府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のアからウのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 大阪市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けている者
  - ウ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は本府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は本府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は本府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は本府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を本府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、企画提案仕様書等を熟読し遵守して下さい。